

# 新型コロナウイルス感染拡大に係る 福井県緊急事態措置

令和2年4月27日  
福井県

# 新型コロナウイルス感染拡大に係る福井県緊急事態措置

1. 対象区域 福井県全域

## 2. 実施内容

### (1) 県民の皆様へ：外出自粛の要請（特措法45条第1項）

（令和2年4月14日（火）～5月6日（水））

「県民行動指針 Ver2」（令和2年4月14日改定）に基づき、以下のことを引き続き要請

- ①不要不急の外出（※）や会合・会食の自粛（県民行動指針の1）
- ②感染防止対策の徹底（県民行動指針の2）
- ③3密の徹底的回避（県民行動指針の3）
- ④他県との往来自粛（県民行動指針の7）

※生活の維持に必要な場合を除く。（例：医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など）

### (2) 事業者の皆様へ：休業等の要請（特措法24条第9項・協力依頼）

（令和2年4月25日（土）～5月6日（水））

- ①施設管理者に対し休業を要請

これに当たはまらない施設についても、特措法によらない休業について協力を依頼

- ②イベント等の主催者に対し、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベント、パーティ等の開催についても、原則として自粛を要請

# 対象施設一覧

## 1. 基本的に休止を要請する施設（特措法第24条第9項に基づき要請）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	休止要請	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超えるものに限る。
文教施設	原則 休止要請	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 等
運動・遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、またはマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館または演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
博物館等	休止要請	博物館、美術館または図書館 等 ※床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超えるものに限る。
宿泊施設		ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る） ※床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超えるものに限る。

## 対象施設一覧

### ※ 特措法による協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以下の下記の施設については、同1,000m<sup>2</sup>超の施設に対する要請（休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ただし、床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以下においては、適切な感染防止対策を施した上で営業
博物館等	博物館、美術館または図書館 等
宿泊施設	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ただし、床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以下においては、適切な感染防止対策を施した上で営業

### 特措法による要請（休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
宿泊施設	ホテルまたは旅館 (連休期間（4月29日～5月6日）の行楽を主目的とする宿泊に係る事業に限る)

# 対象施設一覧

## 2. 基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持する上で必要な施設のため継続を要請）

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等 ※有資格者が治療を行うものに限る
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。 (宅配・テークアウトサービスは除く)
社会福祉施設等	適切な感染防止対策の協力要請 ※家庭での対応が可能な利用者には、利用の自粛を要請	保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ（学童保育）、障がい児通所支援事業所 等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所または短期間の入所により利用される福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する施設（通所または短期間の入所の用に供する部分に限る）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分 <b>および連休期間（4月29日～5月6日）の行楽を主目的とする宿泊に係る事業を除く</b> ）、共同住宅、寄宿舎または下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場、発電所 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係、神社、寺院、教会 等

※適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

## 【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場 防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、咳エチケット、手指の消毒、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗・事務所内の手の触れる箇所の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

## 【参考】中小企業休業等協力金について

1. 概要 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の休業等の要請に全面的にご協力いただける中小企業および個人事業主に対し、協力金を支給
2. 支給額 休業要請に応じた事業者: 1事業者あたり50万円(個人事業主の場合は20万円)  
※食事提供施設で営業時間短縮に応じた事業者は、1事業者あたり25万円  
(個人事業主の場合は10万円)
3. 対象要件 福井県緊急事態措置により休業等を要請する期間に全面的にご協力いただいた中小企業および個人事業主  
※「全面的な協力」とは、休業や営業時間短縮を要請する全ての期間について、「休業」または「営業時間短縮」にご協力いただくことをいいます。
4. その他 下記URLに対象事業所やよくあるご質問への回答等を掲載しています。  
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/kyoryokukin.html>

# お問い合わせ先

## ○休業要請に関するお問い合わせ

### 【福井県緊急事態措置コールセンター】

休業要請や協力金に関する相談窓口を設置し、県内事業者の皆さまからの相談に対応します。（令和2年4月23日（木）9時00分～）

専用ダイヤル：0776-20-0766

受付時間：9時00分～18時00分（土日・祝日も実施）

受付内容：休業要請の対象業種について

協力金（中小企業休業等要請協力金）の対象について

## ○その他、新型コロナウィルス感染症全般に関すること

総合相談窓口 専用ダイヤル：0776-20-0250

受付時間：8時30分～17時15分（土日・祝日も実施）

相談内容に応じて、適切な窓口をご紹介します。